

諮問第11号の答申

平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査
の計画について（案）

本委員会は、総務省が平成21年に実施を予定している全国消費実態調査（指定統計第97号を作成するための調査）及び全国単身世帯収支実態調査（統計報告の徴集）の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 全国消費実態調査

(ア) 調査対象

全国消費実態調査は、世帯の収支及び貯蓄・負債等の実態を把握する甲調査（2人以上世帯及び単身世帯が対象）と、世帯構成員の個人的な収入及び支出の実態を把握する乙調査（家計調査が終了した2人以上世帯が対象）により構成される。今回の調査では、このうち、甲調査について、2人以上世帯の調査対象数を約2,000世帯縮減し約52,000世帯とするとともに、従前の寮・寄宿舍単位区調査（単身世帯約600世帯）を廃止し、単身世帯の調査対象数を約4,400世帯とする計画である。

これについては、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るとともに、後述の全国単身世帯収支実態調査の実施や寮・寄宿舍が減少している現状を踏まえた措置であり、調査結果の精度上も大きな影響はないことから、適当である。

(イ) 調査事項

調査事項については、「家計簿A」及び「家計簿B」において、IT化の進展により、商品・サービスを購入する際の決済手段の多様化を踏まえ、購入代金の支払方法として「電子マネー」を追加する、「耐久財等調査票」において、耐久消費財の調査品目の一部を見直す、「世帯票」において、「就業・非就業の別」における就業者の雇用形態を「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」等に細分化する等の変更を行う計画である。

これらについては、IT化の進展により多様化する購入代金の支払方法の実態や世帯員の雇用形態の実態をよりの確に把握するとともに、世帯における耐久消費財の普及動向や家計ストックとしての実物資産額の的確な推計に資する等の観点から変更を行うものであり、おおむね適当である。

しかしながら、「世帯票」における就業者の雇用形態として、「パート」と

「アルバイト」に区分することについては、本調査においては、両者を区分する必要性が乏しいことから、両者を統合し、「パート・アルバイト」とする必要がある。

また、「家計簿A」及び「家計簿B」における「電子マネー」の定義については、「記入のしかた」等において分かりやすく説明を行い、記入者に混乱が生じないようにする必要がある。

(ウ) 調査方法

調査方法については、公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定。平成20年12月19日改定）に基づき、地方公共団体において、実地調査に係る業務を民間事業者へ委託することを可能とする計画であり、これについては、適当である。

また、調査対象からの照会等に的確に対応するため、民間事業者を活用したコールセンターを設置するとともに、調査対象の利便等を図るため、政府統計共同利用システムを活用したオンラインによる申告も可能とする計画であり、これらについては、適当である。

ただし、コールセンターの設置に当たっては、調査実施者において、民間事業者を十分指導し、電話がつながらない等の事態が生じないように措置することが必要である。また、オンラインによる申告方法の導入に当たっては、調査客体が使い易い設計とするとともに、「記入のしかた」等において利用方法等について分かり易い説明を行う必要がある。

(エ) 集計事項

集計事項については、調査事項の変更に対応して変更する計画であり、これについては、統計需要に即したものとなっており、おおむね適当である。

しかしながら、世帯類型別の外に、非同居の家族を含めた分類による集計を行う必要がある。

イ 全国単身世帯収支実態調査

(ア) 全国単身世帯収支実態調査の位置付け

全国単身世帯収支実態調査は、単身世帯の捕捉が困難になっている現状を踏まえ、民間調査機関が管理する登録モニター等の中から選定した全国の年齢60歳未満の単身世帯（若・中年単身世帯）の収支及び貯蓄・負債等の実態を調査することにより、若・中年単身世帯の所得・消費・資産の水準及び構造等を明らかにし、もって全国消費実態調査の結果を補完することを目的とし、統計報告の徴集として実施しようとするものである。

これについては、全国消費実態調査に係る累次の統計審議会の答申における指摘を踏まえた措置であり、適当である。

(イ) 調査対象

調査対象については、総務省の指示に基づき、業務を受託した民間調査機関が管理する登録モニター等の調査協力世帯の中から選定した全国の年齢60歳未満の単身世帯約1,600世帯とする計画である。

これについては、前述の統計審議会の答申の指摘を踏まえるとともに、現在の民間調査機関の受託能力を勘案したものであり、適当である。

(ウ) 調査事項

調査事項については、平成21年全国消費実態調査の単身世帯調査と同様に、「家計簿A」、「家計簿B」、「年収・貯蓄等調査票」、「耐久財等調査票」及び「世帯票」の5種類の調査票により、単身世帯の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地等の家計資産を把握する計画である。

これについては、平成21年全国消費実態調査の結果を補完するという本調査の目的にかんがみ、適当である。

(エ) 調査方法

調査方法については、民間調査機関に実地調査に係る業務を委託し、民間調査機関が選任した調査員により、又は、郵送若しくはオンラインにより実施する計画であり、これについては、民間調査機関の受託能力を勘案したものであり、適当である。

ただし、調査実施者において、民間調査機関と十分な意思疎通を図るとともに、調査対象の秘密保護に欠けること等のないよう民間調査機関の業務の実施状況についてモニタリング等を適切に実施する必要がある。

(オ) 集計事項

集計事項については、全国消費実態調査の単身世帯調査と同様の事項について集計、公表するとともに、参考系列として、同調査の結果との統合集計（単身世帯計、総世帯）を行い、その結果を公表する計画であり、これについては、おおむね適当である。

ただし、統合集計を行うためには、少なくとも、全国単身世帯収支実態調査と全国消費実態調査の調査対象との間で集団の性格に差異がないか否かを検証するために、アンケート調査等を実施する必要がある。

2 今後の課題

- (1) 全国単身世帯収支実態調査は、全国消費実態調査を補完する見地から、今回初めて、民間調査機関が管理する登録モニター等を対象として調査を実施するものであるため、モニター調査の調査結果の精度に及ぼす影響等について十分な検証を行うとともに、全国消費実態調査の結果との統合集計の方法やその結果の妥当性についても併せて十分な評価を行う必要がある。

このため、調査実施者は有識者等から成る研究会を設置するなどして、これらの検討を行う必要がある。

- (2) 全国消費実態調査について、よりの確に家計の実態を把握する等の観点から、今後、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ、以下の課題について見直しを進める必要がある。

ア 家計の個計化の進展を踏まえ、よりの確に家計の実態を把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。

甲調査の「年収・貯蓄等調査票」について、資産の個計化を捉えるため、貯蓄現在高を世帯員別に把握することの可否。

現在、家計調査の終了世帯を対象に実施している乙調査（個人収支簿）について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申（平成20年12月統計委員会）（以下「基本計画答申」という。）において、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。」（平成23年中に結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえた本調査の在り方。

イ 家族の形態が多様化している状況を踏まえ、甲調査の「世帯票」について、「（16）その他の人の場合」に「世帯主との続柄」を追加することなどにより、非同居の家族を含めた多様な家族類型別集計を行い、公表することを検討する必要がある。

ウ 甲調査の「世帯票」において、住宅に関する事項を把握しているが、住宅・土地統計調査、国勢調査等においてもほぼ同様な調査事項が盛り込まれており、所要の調整を検討することが必要となっている。これについては、基本計画答申において、「住宅・土地に関する統計体系について検討する。」（平成25年調査の企画時期までに結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえつつ、対応を図る必要がある。

エ 家計資産を的確に把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。

甲調査の「年収・貯蓄等調査票」において、株式を国内、国外別に把握することの可否。

現在把握していない「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の世帯の資産について、諸外国の調査事例やその結果表章の状況を踏まえつつ、その把握の可否。

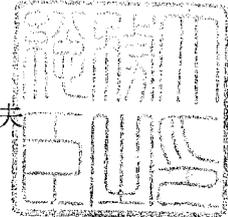
その際、価格評価の方法の検討とともに、どの調査票（耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票）で把握することが適切かについても検討する必要がある。



総政企第371号
平成20年11月10日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

総務大臣 山 邦 夫



諮問第11号
平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯
収支実態調査の計画について（諮問）

標記について、平成20年11月4日付け総統消第265号及び総統消第263号により総務大臣から別添「全国消費実態調査に係る承認事項の変更について（申請）」及び「統計報告承認申請書」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3及び統計報告調整法施行令（昭和27年政令第396号）第1条の2の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について)

全国消費実態調査の計画について

1 調査の目的等

全国消費実態調査(指定統計第97号を作成するための調査)は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和34年5月以降、5年ごとに実施されている。

2 改正の趣旨

近年の調査環境の悪化やIT技術の進展、累次の統計審議会の答申等を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減を図り、併せて若・中年単身世帯(60歳未満のものをいう。以下同じ。)について、その標本数を確保することを目的に下記の調査を実施することとし、二人以上世帯数の削減、寮・寄宿舍に対する調査の廃止、オンラインによる申告方法の導入、調査事項の変更等の改正を行う。

3 改正内容

(1) 二人以上世帯数の削減及び寮・寄宿舍に対する調査の廃止

地方公共団体の事務負担を軽減するため、二人以上の世帯数を全国推計値の精度に大きく影響しない範囲(約2,000世帯)で削減するとともに、若・中年単身世帯の一部を下記の調査により調査することに伴い、寮・寄宿舍に対する調査を廃止(600世帯)する。

(2) コールセンターの設置及びオンライン回答の導入

ア 地方公共団体の照会業務等の負担を軽減するため、コールセンターを設置する。

イ 調査客体の利便を図るため、政府共同利用システムを活用したオンラインによる申告方法を導入する。

(3) 民間事業者の活用のための措置

公共サービス改革基本方針別表(閣議決定。平成19年12月24日改定)に基づき、民間事業者が実地調査に係る業務を行うことを可能とするための必要な措置を講ずる。

(4) 調査事項の変更

ア 家計簿A及び家計簿B

- ・ 電子マネーの利用の実態を把握するため、購入形態に「電子マネー」欄を追加する。
- ・ 自県内・外別、自市内・外別の消費構造を把握するため、家計簿Bに「購入地域(1 同じ市町村、2 市町村(県内)、3 他の市町村(県外))」を追加する。

イ 耐久財等調査票

- ・ 資産価値及び世帯への普及動向を勘案し、「家具・電化製品等」の品目を改廃(例えば、「IHクッキングヒーター」、「電気マッサージチェア」、「空気清浄機」を追加、「電気こたつ」、「応接用座卓(食卓を除く)」を廃止)する。

ウ 世帯票

- ・ 就業形態の多様化を的確に把握するため、「就業・非就業の別」の雇用形態を細分化（例えば、雇用されている人を「正規の職員・従業員、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、その他」に区分）する。

全国単身世帯収支実態調査の計画について

1 調査の目的

全国単身世帯収支実態調査（統計報告の徴集）は、民間調査機関のモニター世帯を対象に、若・中年単身世帯の家計の実態を調査し、若・中年単身世帯の所得分布、消費の水準及び構造等を明らかにするとともに、平成21年全国消費実態調査を補完することを目的として実施する。

2 調査事項

全国消費実態調査の甲調査（家計簿A、家計簿B、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票）による単身世帯調査と同様の調査事項とする。

3 調査結果の集計・公表

本調査の結果については、単独で集計し速やかに公表するとともに、推計方法を検討した上で、平成21年全国消費実態調査と統合集計し、参考として公表する。

平成21年全国消費実態調査の概要(案)

調査のねらい

家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費水準及び構造等に関する基礎資料を得る。

調査の概要

調査期間

- ・甲調査 二人以上世帯 平成21年9月、10月、11月の3か月間
単身世帯 平成21年10月、11月の2か月間
- ・乙調査 二人以上世帯 平成21年9月、10月、11月のうちの1か月間

調査地域

- ・甲調査(全市及び全国の約220町村)
- ・乙調査(168市町村)

調査対象

- ・甲調査(家計簿A・B、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票)
約56,800世帯 二人以上世帯52,400世帯、単身世帯4,400世帯
- ・乙調査(家計簿C、個人収支簿) 約700世帯(家計調査終了世帯)

調査事項

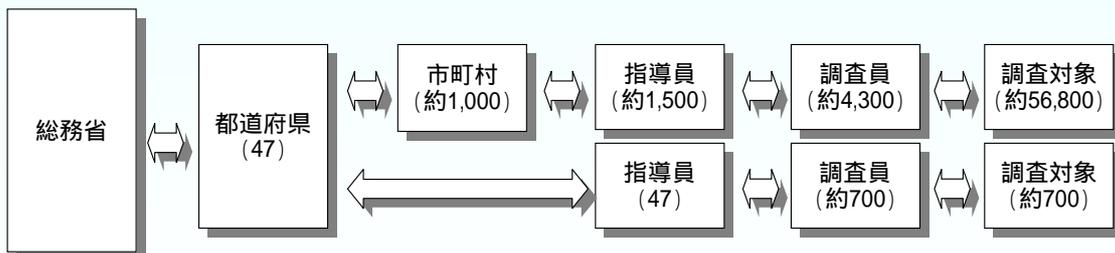
【甲調査】

- ・収入及び支出に関する事項 家計簿A・B
- ・年間収入に関する事項 } 年収・貯蓄等調査票
- ・貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項 } 耐久財等調査票
- ・主要耐久消費財に関する事項 } 世帯票
- ・世帯及び世帯員に関する事項 }
- ・現住居に関する事項 }
- ・現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 }

【乙調査】

- ・支出に関する事項 家計簿C
- ・個人的な収入及び支出 個人収支簿

調査の流れ 調査員調査の二段書き部分は、上段が「甲調査」、下段が「乙調査」の流れ



調査の方法等

- ・オンライン回答の導入
- ・コールセンターの導入

結果の利用

行政上の施策への利用

- ・年金給付水準の検討のための基礎資料
- ・生活扶助基準の見直しのための基礎資料
- ・国家公務員の給与に関する検討のための基礎資料

国民経済計算の推計への利用

- ・家計消費支出の推計
- 各種団体における利用
- ・日本放送協会の受信料の見直しのための基礎資料

全国単身世帯収支実態調査の概要(案)

調査のねらい

民間調査機関のモニターを対象に若・中年単身世帯の家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費水準及び構造等を明らかにするとともに、平成21年全国消費実態調査結果を補完する。

調査の概要

調査期間
平成21年10月、11月の2か月間

調査地域
全国

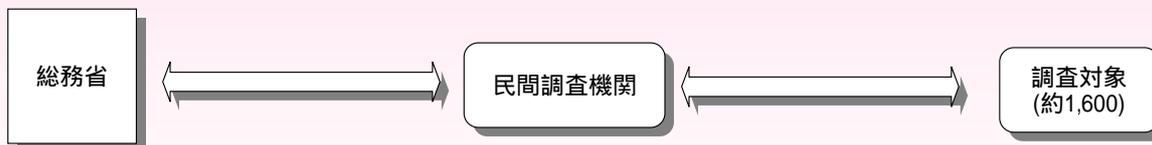
調査対象
若・中年(60歳未満)単身世帯 約1,600世帯

調査事項
全国消費実態調査の単身世帯調査と同様に、家計簿A・B、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票により調査

- ・ 収入及び支出に関する事項
- ・ 年間収入に関する事項
- ・ 貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項
- ・ 主要耐久消費財に関する事項
- ・ 世帯及び世帯員に関する事項
- ・ 現住居に関する事項
- ・ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項

家計簿A・B
} 年収・貯蓄等調査票
耐久財等調査票
} 世帯票

調査の流れ



調査の方法
民間事業者のモニターからクォータサンプリング(割り当て法)により実施

全国単身世帯収支実態調査の位置づけ

(モニター調査)

検討経緯

若・中年単身世帯の面接困難

若・中年世帯の捕捉低下
・昼間不在世帯の増加
・オートロックマンションの普及

標本分布の偏り

平成21年も
同様の傾向

調査結果の
信頼性に懸念

一部の標本へのモニター
(自発的調査協力者)の
採用等の検討

モニター調査

実査の現状を把握した上で、
試験調査を実施することを含め、
調査方法の見直しを検討

統計審議会答申(平成11年調査)

若・中年単身世帯の捕捉向上

統計審議会答申(平成16年調査)

試験調査の実施・検証

民間調査機関の登録モニターから
クォーターサンプリング

調査員調査結果と大差無し
無作為抽出と有意抽出の結果を統合する推計方法
については、様々な方法の試行又は研究の必要有り

21年の単身世帯調査の体系

平成21年全国消費実態調査
(単身世帯)
調査員調査(無作為抽出)
全国の全年齢(4400世帯)を対象

補完

全国単身世帯収支実態調査
モニター調査(有意抽出)
全国の若・中年(1600世帯)を対象

密接
不可分

調査票の目的外使用

指定統計調査として、
集計公表

承認統計調査として
単独で、集計公表

参考系列として、
統合結果(地域別を含む)を公表
6000世帯を集計